

平成31年3月

お客様各位

手形取立手数料の改定について

いつも当組合をご利用いただきまして、ありがとうございます。

手形の取立手数料につきましては、手形の取立依頼日または割引日から手形期日までの日数が短いものにつきましては、郵便料金の負担が大きく、郵便料金をお客様から頂戴する取立手数料では賄えない状況となっております。

つきましては、下記の通り手形取立手数料を改定させて頂きたく、なにとぞご理解の程よろしくお願い致します。

記

1. 改定日 平成31年4月1日（月）

2. 改定後取立手数料

区分		手数料
上越交換所内		216円
上記以外の取立	普通扱い（集中取立扱い）	648円
	至急扱い（個別取立扱い） ・取立依頼日または割引実行日から手形期日まで日数が短い手形 ・お客様の都合により個別取立とする手形	864円

※平成31年3月31日までに取立または割引申込を受付けた手形につきましては、改定前の手数料とさせていただきます。

※取立手形から割引手形に変更があり、至急扱いとなった場合は至急扱い手数料が必要となります。

以上

 糸魚川信用組合